

厚岸町規則第6号

厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成29年3月9日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例施行規則の一部を改正する
規則

厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例施行規則（平成14年厚岸町規則
第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「利子補給」の次に「及び保証料補助」を加える。

第1条中「利子補給」の次に「及び保証料補助」を加える。

第5条から第7条までを次のように改める。

（利子補給及び保証料補助の申請）

第5条 条例第11条の規定による利子補給等の申請は、機械等の取得又は改良が完了
した月の翌月までに別記様式第5号に次の各号に定める関係書類を添えて、申請す
るものとする。

- (1) 機械等の代金を支払った領収書の写し
- (2) 機械等を取得又は改良した状況写真
- (3) 償還期毎の利子支払内訳を明らかにする書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（利子補給金及び保証料補助金の交付）

第6条 条例第12条の規定による利子補給金等の交付は、次の各号に定めるところに
より行うものとする。

- (1) 利子補給金については、借入初年度の4月から8月までに申請のあった分を9月末日に、9月から2月までに申請のあった分を3月末日に交付する。
- (2) 次年度以降償還終了までの年度は、3月から8月までの償還分を9月末日に、9月から2月までの償還分を3月末日に交付する。
- (3) 保証料補助金については、申請後1月以内に交付する。なお、補助金に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(報告義務)

第7条 小規模商工業者は、利子補給及び保証料補助の申請後において、当初の申請内容に変更を生じたときは、別記様式第6号により、速やかに町長に報告しなければならない。

2 融資機関は、毎年9月及び3月の10日までに前月末現在の融資及び償還状況その他必要事項を別記様式第6号の2により、町長に報告しなければならない。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助業務取扱契約書

厚岸町(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
との間に、厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例(以下「利子補給及び保証料補助条例」という。)の規定による業務取扱に関し、次のとおり契約を締結する。

(貸付資金の設置)

第1条 利子補給及び保証料補助条例の規定により、利子補給及び保証料補助の対象となる厚岸町小規模商工業者設備近代化貸付資金(以下「貸付資金」という。)を設ける。

2 乙は、貸付資金を運用する資金を確保する。

(貸付資金の条件)

第2条 貸付資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 甲と乙との協議により決定する利率
- (2) 貸付限度額 1小規模商工業者につき1,000万円
- (3) 償還期間
貸付資金が500万円以下の場合 5年以内
貸付資金が500万円を超える場合 7年以内
- (4) 償還方法 月賦償還(元金均等払い)
- (5) 業種 北海道信用保証協会の定める保証対象業種であること。
- (6) 保証人等 必要により、北海道信用保証協会の保証付とする。

(貸付利率)

第3条 前条の規定による貸付利率は、甲乙いずれかの申し出により行う協議により変更することができる。

(申請及び交付)

第4条 乙は、甲及び資金の貸付を受ける小規模商工業者に対し、利子補給金及び保証料補助金の申請及び交付に関して必要な償還期毎の利子に関する内訳書等の資料を提供し、迅速かつ適正な貸付制度の運用に協力するものとする。

(契約期間)

第5条 この契約による期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲乙双方の意思表示がない場合は、契約期間満了後更に1年更新するものとし、以下同様とする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
厚岸町長

乙

別記様式第2号中「利子補給」の次に「及び保証料補助」を加える。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第5条、第11条関係)

完 了 届
(兼) 利子補給及び保証料補助申請書

年 月 日

厚岸町長 様

住 所
申請者 企業名
代表者 (印)
(電話 ー)

厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例により、次のとおり機械等の取得又は改良を完了しましたので、関係書類を添えて利子補給及び保証料補助を申請します。

記

1 貸付企業者

企業名	当初貸付額	当初貸付日 償還期限	貸付残額	返済 回数	摘 要

2 貸付残額合計

使 途	貸付残額	件 数	摘 要

3 繰上償還

企業名	繰上償還日	利子・保証料の変更	当初貸付額	当初貸付日

※償還期日前に繰上償還された場合は、上記にその内容を記入してください

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例施行規則の規定により資金の貸付を受けているものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に受理しているこの規則の改正前の様式による申請書等は、この規則による改正後の様式の申請書とみなす。